

お知らせ

「法の日」週間を迎えて

10月1日は「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの一週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に感じる機会にしてください。

■お問い合わせ

旭川地方・家庭裁判所総務課
課文書係
電話 0166・51・6255

公証週間のお知らせ

10月1日から7日までは公証週間です。公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。

公証制度の詳細については、お問い合わせください。

■お問い合わせ

旭川公証人合同役場
電話 0166・23・0098
旭川地方法務局
電話 0166・38・1144

10月1日は「土地月間」、10月1日は「土地の日」

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。国土交通省では土地が適正に利用されるよう、10月を「土地月間」と定め、土地に関する基本理念の普及・啓発活動の充実を図っています。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、一度土地の有効利用について考えてみませんか。

■お問い合わせ

国土交通省
土地・建設産業局総務課
電話 03・5253・8111

10月は「不正軽油防止強化月間」です

上川総合振興局では、石油製品販売店、地下タンク等を所有している事業所等を訪問して燃料採取調査を実施します。不正軽油は、悪質な脱税行為というだけでなく、排気ガス中のPMやNOxを増加させ、国民の健康と安全を脅かす原因にもなっています。

「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」を合言葉に、不正軽油の撲滅に向けた取締りを一層強化します。次のような情報がありましたら、不正軽油ストップ110番までご連絡ください。

● 著しく安い軽油を売り込んでいる業者がいる

● 灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ

● 不審な施設（場所）にタンクローリーが出入りしている

【不正軽油ストップ110番】
0120・971・191

■お問い合わせ

上川総合振興局課税課
事業税間税係
電話 0166・46・5929

法務局における登記相談の予約について

旭川地方法務局登記部門における登記の申請に関する相談について、時間帯によって、登記相談のお客様が集中し、お待ちいただく時間が長くなることを解消するため、事前に電話等による予約制（正午から午後1時までの時間帯を除く。）を導入しています。

つきましては、不動産登記（所有権移転・抵当権抹消登記等）及び商業・法人登記（会社設立・役員変更登記等）の

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習（30分）

- ◎10月5日（木） 13時～
- ◎10月16日（月） 13時～
- ◎11月6日（月） 13時～
- ◎11月15日（水） 13時～

■一般講習（1時間）

- ◎10月5日（木） 14時～
- ◎10月16日（月） 14時～
- ◎11月6日（月） 14時～
- ◎11月15日（水） 14時～

■違反講習（2時間）

- ◎10月10日（火） 13時～
- ◎10月24日（火） 13時～
- ◎11月24日（金） 13時～

■初回講習（2時間）

- ◎11月10日（金） 13時～
- ◎1月10日（水） 13時～

「必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **810円**
効力発生年月日 平成29年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

【ニニウキャンプ場の利用状況】

期間 8月1日～8月31日
入場者数 1,889人（宿泊1,635人 日帰り254人）

※報告数値に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。
6月分～入場者数 229人（宿泊180人 日帰り49人）
7月分～入場者数 902人（宿泊711人 日帰り191人）

■お問い合わせ 産業建設課農業担当 電話 56-2174

お知らせ

申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお願いいたします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきます。

■お問い合わせ

旭川地方事務局登記部門
(登記相談予約連絡先)
電話 0166・38・1146

屋外広告物の安全対策 をお願いします

屋外広告物を掲出する方には、補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。定期的に設置部分の不具合(ねじ・ボルト等の緩み、さびの状況等)や老朽化などについての安全点検をお願いします。

■お問い合わせ

上川総合振興局建設指導課
電話 0166・46・5949

女性の活躍を支援！出張相談会を開催します

北海道では、女性の結婚、子育て、介護などライフステージや就業、起業など様々な

相談に対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しており、この度、上川総合振興局において出張相談会を開催します。支援員が無料で対応します。ご利用ください

【日時】 11月1日(水)
15時45分～17時45分

【場所】 上川総合振興局
2階203号室

■お問い合わせ

北海道女性の活躍支援センター
電話 011・204・5711

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート

「国の教育ローン」は、高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】 お子さま一人につき350万円以内

【金利】 年1.81%
※母子家庭の方などは年1.41%

(平成29年8月31日現在)
【返済期間】 15年以内
※母子家庭の方などは18年以内

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、

コールセンターへお問い合わせください。

■お問い合わせ

教育ローンコールセンター
0570・008656
(ナビダイヤル)または03・5321・8656

水源保護地域の指定

審議会など所定の手続きを経て、占冠村水源保護地域が次のとおり指定されました。

- ・十三線の沢川地区
- ・山上農場の沢川地区
- ・上トマム地区

条例に基づき、指定地域内において、給排水を利用する施設などを設置する場合には、村との協議が必要です。また、違反者には罰則が科せられますのでご注意ください。

■お問い合わせ

企画商工課企画担当
電話 56・2124

「厚志に感謝いたします。」

◆長船和敏さん(字占冠)から、亡母(故長船良子さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会

村営住宅等入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月1日(水)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

募集団地 ●受付期限 10月16日(月)

●中央地区 2戸	●トマム地区 4戸
○川添団地 3DK 1戸	○第2トマム団地 3LDK 4戸
○中央団地 1LDK 1戸	

※トマム地区の子育て世帯向け賃貸住宅の入居者も募集しています。

3LDK 1戸

詳しくは、村ホームページでご確認ください。

皆様の入居をお待ちしています